

市政だより

おおむら

人口の動き		
	12月1日現在	前年比
人口計	67,721	+125
男	32,676	+64
女	35,045	+61
世帯数	19,713	+29



(長崎自動車道大村インターチェンジ付近)

謹賀新年

昭和58年 元旦

21世紀へ 大きく羽ばたく年に

大村市長 戸島 英二



あけましておめでとうございます。
市民の皆様には、ご健勝に
とご慶び申し上げます。

市民の皆様には、ご健勝に
とご慶び申し上げます。
さて、昨年の大村市の動き
を顧みますと、市制施行40周

空港を核とした 交通拠点都市として

大村市議会議長 勢戸利春



明けましておめでとうございます。
ここに、清新の気に満ちた

昭和58年の新春を迎えるにあ
たり、市民の皆様のご清福と
ご繁栄を心からお祈りいたし

新年のごあいさつ

ます。

私も市議会議員一同は、

市政の発展という大きな願望
のもと、一致団結し、誠心誠
意その重責の完遂に努力を重
ねてまいり、無事に4年の任
期満了を迎える年となりまし
た。これも一重に市民皆様の
ご支援とご協力のたまものと
心から感謝の意を表する次第
です。

皆様もご承知のとおり、昨
年は国の内外ともに多事多難
の年であり、特に打ち続くイ

とは、長崎国際空港を中心と
する県央の交通拠点都市とし
て大きく前進し、田園都市か
ら新たな態容を持つ都市への
展望が開けたわけです。

今年、県消防学校の開校
など、県勢の中心都市として
スタートするわけですが、農
林水産業の振興と共に、「豊
かな自然と文化の薫る海上空
港都市」を都市像として、市
議会に提案中の新しい基本構
想に基づき計画的行政の推進
を図り、地方の時代にふさわ
しい大村市建設の為、全力を

ンフレと不況により少なから
ず私たちの生活を脅かし、そ
の影響はまことに厳しいもの
がありました。今年こそは、
このような状態から、一時も
早く脱却するよう市民の皆様
とともに力を合わせ努力して
いきたいと思っております。

待望久しかった、九州横断
自動車道の大村・長崎多良見
間が、昨年11月に開通し、大
村市も、いよいよ高速化時代
の幕あけとともに、二十一世
紀に向けての大きな発展の礎

傾注していききたいと思いま
すが、輝かしい未来都市大村
の実現に向けて次の事業を推
進したいと存じます。

- ①水資源開発
- ②不燃物処理などに伴う事業
- ③臨空型工業誘致の促進
- ④九州横断自動車道、大村嬉野間の早期実現
- ⑤災害復旧

今後、緊迫する財政事情
の中で、できる限りの経費節
減を行い、市民生活に密着し
た地方行政の向上発展を図り
たいと思っております。

力すべき年であると考えてい
ます。
市議会は市民の代表として、
議決機関の機能を最大限に
発揮しつつ、市民の皆様への
期待にそまうよう努めてまい
ります。

と、今後長崎国際空港を
核とした県央交通拠点として、
都市化の進展に伴う都市基盤
の確立と近代都市施設の整備
に関連する重要な諸問題に対
応するには、あまりにも厳し
い財政状況が存在するなかで、
市民を代表する議会人として
しましては、国、県に対し、
その対策を、これまで以上に
強く働きかけますとともに、
市理事者と相まって、財政の
許す限り最大限の行政効果を
あげるため、一丸となつて努
めます。

どうか、本年もより一層の
ご支援、ご協力をお願い申し
上げ、昭和58年が市民の皆様
にとりまして幸せな年であり
ますようお願い申し上げます。
新年のごあいさつといたし
ます。

※下水道 住みよい町の 基礎づくり

(工事中ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします)

おめでとう20歳

1月15日 成人式へご参加を

午前10時30分 市民会館



※消防出初め式 (1月8日(土) 午前9時から) ※午前8時にサイレンを吹鳴します。

受付開始：午前10時

対象者：昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれの人

内容：式典、新成人の主張

講演「今の若者に期待するもの—ものの見方・考え方」将棋9段 原田泰夫先生

お願い：服装は華美にならないようお願いします。 問合せ先：社会教育課

20歳で入ろう

国民年金

成人式を迎えた皆さん、おめでとうございます。あなたも満20歳になると成人として多くの権利と義務が生まれますが、国民年金に入するのもその一つです。

国民年金は、農林漁業、商工業、サービス業などを営む人とその家族、従業員5人未満の事業所で働く人とその家族の為に国が行っているものです。

こんなに若いのに、国民年金に入るなんて年寄りっぽいよ、という声をよく聞きます。

この制度に加入すると、老後の高齢年金をはじめ、不幸

にして病気やケガで体が不自由になった時には障害年金が

生活の柱である夫をなくし、18歳未満の子供と暮している妻には、母子年金が支給され

ます。

また、掛けた保険料は、厚生年金や共済組合などに加入

されても、期間的に通算されどちらの制度からも掛けた月

数などに応じて、将来、老齢年金か通算老齢年金を受ける

ことができます。

こらばぬ先の杖です。とにかく国民年金に入って、将来に備えておきましょう。

加入手続きは、お近くの出張所または、市役所市民課で行っていただきます。

詳しい事は、保険年金課へお問合せ下さい。



税務のひろば

償却資産の申告を 1月21日(金)までです

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況などを申告するようになっています。

法人、個人の別なく全資産について申告して下さい。

償却資産とは、土地及び家屋以外の資産のうち、事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が所得税あるいは法人税の税務計算上必要経費または損金に算入される資産です。

また、自己使用のものばかりでなく、他人に貸している資産も含まれます。

申告する必要がある資産

- 構築物(煙突、貯水池、舗装路面、土地に定着した土木設備など)
- 機械及び装置
- 船舶(客船、貨物船など)
- 航空機
- 車両及び運搬具(構内運搬車、特殊自動車など)
- 工具及び備品

申告期限 1月21日(金)

※昨年資産申告をした人は、昭和57年度中の増減のみで結構です。

提出・問合せ先 税務課

※申告書は税務課にありま

タコあげは 電線のないところで



- 電柱にのぼって取るのはやめましょう。
- 電線を竹ざおでつつくのは大変危険です。もし、タコが電線にひっかかったら 九電大村営業所 (☎②-2171) へご連絡下さい。

いままでとどう違うか

お医者さんにかかる場合、いままでと違うところは次のような点です。

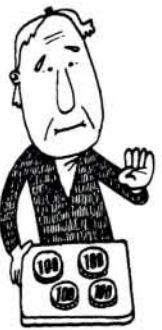
1 一部負担金を支払う

いままでは、老人医療費支給制度により、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上のおとしよりの医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自分で負担することに

なります。病院の窓口で支払う一部負担金は次の通りです。

◎外来受診の場合

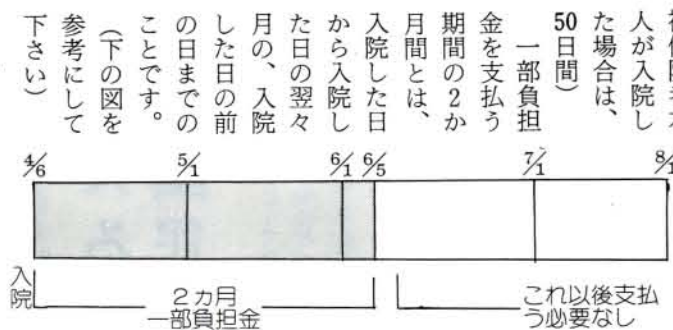
外来で診療をうける場合は、毎月一つの医療機関に四〇〇円の一部負担金を、その月の最初の日に支払います。総合病院(市立病院など)の場合は、各診療科を一つの医療機関として取扱いますので、各診療科ごとに1か月四〇〇円支払います。



一度四〇〇円支払えば、もうその月は支払う必要はありません。

◎入院の場合

1日三〇〇円の一部負担金を2か月間支払います。(ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合、50日間) 一部負担金を支払う期間の2か月間とは、入院した日から入院した日の翌々日の翌々日の前日までの日までのことです。(下の図を参考にして下さい)



2 病院にかかる場合

「健康手帳」と「保険証」を提出する

いままでは、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上のおとしよりの場合、お医者さんにかかるときは「老人医療費受給者証」と「健康保険証」を窓口へ提出して、診療を受けていました。これからは、市町村から交

3 所得を問いません

いままでの老人医療費支給制度は、おとしよりやその家族の所得が一定額以上であるときは対象とされませんでした。が、新しい老人保健制度では所得に関係なく、すべてのおとしよりが対象となります。

寝たきりの人の障害の程度

障害の程度	障害の状態
17	両眼の視力の和が60以下の人
16	両耳の聴力損失が80デシベル以上の人
15	平衡機能に著しい障害を有する人
14	咀嚼機能に著しい障害を有する人
13	音声又は言語機能に著しい障害を有する人
12	両上肢のおよ指及び、ひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有する人
11	一上肢の機能に著しい障害を有する人
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する人
9	一上肢のすべての指の機能を欠く人
8	両下肢のすべての指の機能を欠く人
7	一下肢の機能に著しい障害を有する人
6	一下肢のすべての指の機能を欠く人
5	一下肢のすべての指の機能を欠く人
4	両下肢のすべての指の機能を欠く人
3	両下肢のすべての指の機能を欠く人
2	両下肢のすべての指の機能を欠く人
1	両下肢のすべての指の機能を欠く人

老人保健に おける寝たきりの状態の人の状態の人は、次の表に記載されている程度の障害の状態の人で、市町村長の認定をうけた人をいいます。文字通りの「寝たきり」とは限りませんのでご注意ください。

老人保健特集

おとしよりの医療は老人保健で

2月1日から

70才(寝たきりの人は65才)以上の人はみんな



昭和58年2月1日から老人保健法が施行され、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上のおとしよりの人はすべて、老人保健でお医者さんにかかることになりました。現在どのような医療保険(国民健康保険、職場の健康保険、共済組合、船員保険、日雇保険)の被保険者又は扶養家族として加入していようと、医療保険に加入している人はみんな、70歳(寝たきりの人は65歳)を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され老人保健でお医者さんにかかることになりました。ただし、いままで加入している医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残り、医療以外の給付、たとえば国民健康保険の場合は葬祭費、健康保険の場合は埋葬料や傷病手当金などは医療保険から支給されます。

健康手帳の取得と手続き

◎昭和58年2月1日現在で70歳以上になる人は

いままでの老人医療受給資格者証または、大村市高齢者医療受給資格者証は1月31日で使用できなくなりますので、1月中旬に健康手帳の交付をいたします。

65歳以上の寝たきりの状態にある人で、現在「老人医療受給資格者証」を持っている人も、1月31日で使用できなくなりますので、70才以上と

同様に1月中旬に交付します。※交付日は、ハガキで本人に通知します。また、市政だよりでもお知らせします。

◎2月1日以降70歳になる人は

70歳になった日の翌月(誕生日が1日の場合はその月)から老人保健の対象となりますので、保険証・印鑑を持参して、手続きをして下さい。



状態の人は65歳)未満の人は診療はうけられません。

◎寝たきりの状態の人の医療開始の時期は
65歳以前から寝たきりの人は、65歳になって認定をうけた日の翌月(ただし、いずれの場合もその日が1日の場合であればその月)から老人保健による医療が開始されます。

◎40歳以上の人も交付
健康手帳は、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上のの人にとっては、老人保健による医療をうけられる資格証明書です。また、自らの健康管理と、適切な医療を確保するため健康診査記録など、老後における健康の保持増進のために、必要な事項を記載するために、40歳以上の人も、健康管理上必要と認められる人及び、希望者には交付されます。しかし、70歳(寝たきりの状態の人は65歳)未満の人は診療はうけられません。

医療以外の保健事業

老人保健法により、医療の外に次のような保健事業を行います。大村市では、健康手帳の交付以外は逐次計画に基づいて実施します。



◎健康手帳の交付

70歳(寝たきりの状態の人は65歳)以上の人には、すべて健康手帳が交付され、これによって診療をうけます。40歳以上の人でも、健康診査をうけ、健康管理上必要と認められる人及び、希望する人には交付されます。

◎健康相談

40歳以上の人及び、その家族を対象に健康相談室を開きます。健康相談は、健康についての相談に応じて、心身の健康に関し必要な指導・助言を行い、老後の健康に役立てようというものです。

◎健康教育

40歳以上の人とその家族を対象に、医師、保健婦、栄養士などを講師として保健学級が開かれます。

◎健康診査

成人病の早期発見や予防のため、循環器とがんを中心にを行います。

◎機能訓練

◎訪問指導

※子を思い
石けん使う
ママの知恵

ボク、1つと半分!!
今日もママと鬼ごっこ……

1歳6カ月児
健康診査

～無料～

対象者：昭和56年6月生まれの幼児が対象ですが、同年1月～5月生まれで、まだ健康診査を受けていない幼児も受診して下さい。

診査日：1月14日(金)・21日(金)
受付時間：午後1時～1時30分
場所：コミュニティセンター
(市役所横)

持参するもの：○母子健康手帳○問診票(通知書に同封してあります)。
○お子さんのハブラシ



循環器検診
を行います

保健コーナー

血圧、心臓、血管などに異常があるかどうかを見つけ、異常がある場合は、どの程度かを調べるものです。
脳卒中や高血圧、心臓病などの予防に役立ちます。
高血圧や動脈硬化は、中年以後に進みやすい病気です。40歳を過ぎたら、毎年検診を受けるよう心掛けて下さい。

対象者
40歳～64歳までの人
料金 無料

検診日程

月日	場所
1/17(月)	竹松出張所
1/18(火)	中地区公民館
1/19(水)	福祉センター
1/20(木)	松原農協

受付時間 / 10:00～11:00
13:00～14:00

レントゲン

検診結果

11月8日～19日まで実施しました検診の結果は、12月15日までに通知がなかった人は異常なしです。

カマ→すばと

空を飛びます“イチゴ”
(12/8 松原地区)

松原地区57戸の農家では、今イチゴの最盛期。午前中に採ったイチゴは、午後には飛行機で東京方面へ。2月までイチゴの収穫は続きます。



みんなで楽しく「クリスマス会」
(12/18 本町保育所)
1本1本のローソクに灯をともし、平和に感謝した後、各クラス毎に遊戯や歌をうたったりして、ちよっぴり早いクリスマスを楽しみました。

もちつきペタンコ!!
(12/18 新城保育園)
90人の園児がなれない手つきでキネを持つたり、顔中白くなりながら丸めたり、にぎやかな一日でした。



※耳とことばの相談日 (1月22日(土) 13時~15時 福祉センター)



第5回 市民駅伝大会

2月11日(金)
入国者収容所回収コース

参加資格
○大村市民
であること。
○駅伝は、
団体、職
場、地域、
学校でチ
ームを編
成して下
さい。

参加料(当日受け付けます)
駅伝1チーム千五百円
ロードレース1人百円
申込方法○所定用紙(体育
課にあります)で、直接体
育課へ申し込んで下さい。
○郵送は受け付けません。

○小中学生は、学校を通じて
申し込んで下さい。
申込期限 1月28日(金)
問合せ先 体育課

種目内訳

区	分	距離
駅伝	一般A	一般職場、中学生 3.7km×5区間
	一般B	自衛隊、高校生、大学生 3.7km×5区間
ロードレース	小学1年~4年	学年別 2km
	小学5年~6年	学年、男女別 2km
	中学生	学年、男女別 3km
	一般女子	3km

新春 県下卓球大会

日時 1月23日(日) 午前9時
場所 市民体育館

種目 中学男子、中学女子、
一般男子A(高校生を含む)
一般男子B(初心者)、一
般女子(婦人、高校生を含
む)、壮年男子(35歳以上)
ベテラン(45歳以上)
※いずれもシングルスのみ

参加料 中学生二百円
その他二百円
申込先 市内各スポーツ店
申込期限 1月15日(土)必着

勤労青少年
ホーム
電話 ③-1353

勤労青少年 卓球大会成績

11月21日(日)、勤労青少年ホ
ームで行われました。

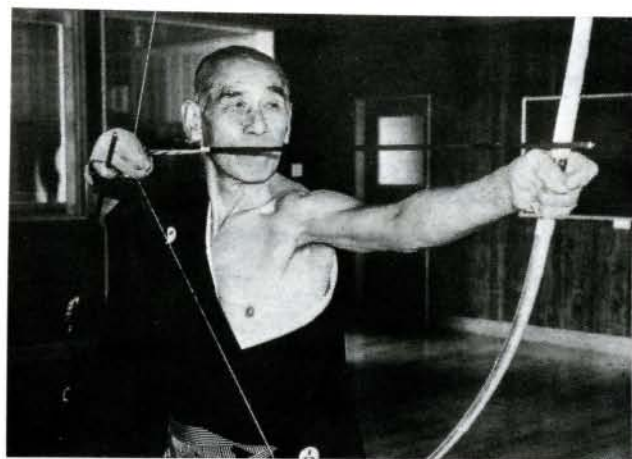
- 団体戦
男子 ①卓球愛好会 ②ポ
フアリッチクラブ ③大
村耐火クラブ
女子 ①東浦病院 ②卓球
教室B ③共立ウール
個人戦
男子 ①朝長靖彦 ②中嶋
則昭 ③辻俊彦
女子 ①生田チカ子 ②森
恭子 ③加納曉美
女子敗者復活戦 ①吉川美
智子



生きがいを求めて

弓をひき続けて半世紀

津田秀雄さん(原口町・錬士6段)



午前8時。大村藩ゆかりの
玖島の森の一角にある市
営弓道場に、津田秀雄さん
(75歳)の姿がある。
大村は県下でも弓道の盛

んな所だが、静かな中で弓を
ひくと、身も心も引き締る
と語る津田さんが「人間本来
の真・善・美の精神を求め修
練する」弓道を始めたのは、

大正15年というから、もう
半世紀以上、弓をひき続け
ている。
いまだに県体などにも出
場した津田さんは、現在、
自分の技を磨くばかりでな
く、高校生や弓道教室の参
加者などの指導も行ってい
る。

「やればやるだけ奥が深
い、一生続けていきたい」
と語り、老人にとっても
一番適したスポーツと思う
ので、多くの人に弓道をや
ってほしい」とも話す。
若い頃は水泳で体を鍛え、
今は弓道とゲートボールを
やっているのが病気がないか
病気はしたことがないとか。
28m先の一点を見つ
める津田さんの姿は、とて
も75歳と見えぬ、りりしき
があった。



県立大村高校定時制 生徒募集

昼間働く人の為の夜間高校
です。卒業証書資格は全日制
と同じで、教科書の無償配布、
無料給食、修学奨励金の貸与
(月額七千円)、卒業者は返還
免除)などの特典があります。
修業年限 4年
募集人員 80人(予定)
受験資格 中学校を卒業した
人(卒業見込を含む)で年
齢、性別は問いません。
申込方法 2月10日(木)~17日
(木)正午までに、出身中学校
を通じて申し込んで下さい。
試験日 3月10日(木)~11日(金)
合格発表 3月19日(土)
問合せ先 大村高校(☎②)
2802)、各中学校

昭和58年度 建設工事関係 経営事項審査及び 入札参加資格審査

経営事項審査を新たに受ける
人
日時 2月1日(火)
午前9時30分~午後5時
場所 諫早土木事務所
前年度まで経営事項審査を受
けている人
日時 指定された日時
場所 諫早土木事務所
入札参加を希望す
る人
日時 1月20日(木)~22日(土)
場所 長崎県建設会館
問合せ先 管財課

職業訓練指導員 講習会

受講資格○免許職種に関する
一級技能検定に合格した人。
○免許職種に關し、15年以上
の実務経験を有する人。
期間 1月27日(木)~2月2日
(木)、午前9時~午後5時
※日曜を除く。

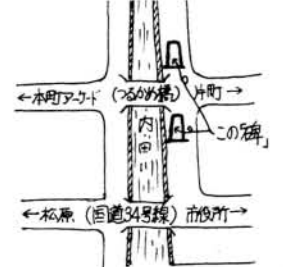
ご寄付・ご好意ありがとうございました

- 香典返し 敬称略
 - 社会福祉協議会へ
 - ▽松下さ(諏訪三丁目・亡父俊市)七万円
 - ▽小川基行(一の郷・亡父大基)十五万円
 - ▽前川庄市(三城町・亡妻ハル)二万円
 - ▽栗須シズカ(西本町・亡母サナイ)慈恵荘へ十万円、泉の里へ十万円
 - 社会福祉協議会へ預託
 - ▽赤水清春(本町二丁目)大村子供の家へ二万六千九百十三円
 - ▽赤水清春(本町二丁目)大村地区婦人会(川里和子ほか30人)泉の里へ二万円とタオルほか
 - ▽(他)日本モーターボート選手会(会長鈴木弘子ほか40人)泉の里へ二万円と慰問、タオル30枚ほか
 - ▽大村健康クラブ木よう会(会長鈴木弘子ほか40人)泉の里へ二万円と慰問、タオル30枚ほか
 - ▽大村地区婦人会(川里和子ほか30人)泉の里へ二万円とタオルほか
 - ▽(他)日本モーターボート選手会(会長鈴木弘子ほか40人)手会長崎県支部(支部長日吉昭博)大村子供の家へ二万円



いしぶみ 碑を語る石柱⑩ ——昔を語る石柱—— 鶴亀橋のたもとで

内田川は藩政時代、島城を外敵から防衛する大外堀の役目を果たしていたとい
う。
この川にかかる鶴亀橋のたもとに、周囲1.4m、高さ1.1mの石柱が立っている。意識して見ないと案外目にとまらない。



この石柱については、いろいろな説があるが、明治10年に、土橋から架けかえられた時に取り上げられたもので、これが橋を支えていた柱であったといわれている。この石柱は、一六四八年(慶安元年)長崎奉行の命でキリシタン囚人や全国手配の罪人を收容した公儀半(大村半)を本小路に設けるが、明治初年に解体した時、牢舎の柱に使用されていたのを橋の支えにしたそうだと古者はいう。
橋のたもとにひとつそり立つ石柱は、無言で道行く人に往古を語りかけている。

